

◇大阪市御堂筋本町北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- 1 御堂筋本町北地区地区計画の変更に伴い、同地区計画の区域内における建築物の壁面の位置の制限を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、公布の日（令和5年6月13日）から施行することにしました。

（計画調整局建築指導部建築企画課）